

## 楽天 Edy サービス利用約款

### 第 1 条(目的)

本約款は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)が発行するEdy(以下に定義します。)による楽天Edyサービス(以下に定義します。)について規定するもので、利用者(以下に定義します。)がEdyカード(以下に定義します。)に蓄積された電子マネーEdyにより楽天Edyサービスを利用するにあたり、本約款が適用されます。

### 第 2 条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

#### ①利用者

当行が発行するEdyカードを保有する者で、当行の発行するEdyを入手して、これを利用する方。

#### ②Edy

楽天Edy株式会社(以下「楽天Edy」といいます。)の仕様により、貨幣価値を電子的方法で電子的情報に置き換え、Edyカードを媒体として蓄積・使用される、円を単位とする電子的価値(電子マネー)で、当行が所定の方式で発行するもの(「楽天Edy」及び「Edy」)。

#### ③Edyチップ

利用者がEdyを蓄積し利用するために必要な機能を備えた非接触ICチップ。

#### ④Edyカード

Edyチップの搭載されたカード。

#### ⑤楽天Edyサービス

利用者が加盟店から商品等の購入または提供を受ける際、当該商品等の代金の全部または一部の支払いとしてEdyを利用することができ、Edyを利用した場合には、利用されたEdyに相当する額を楽天Edyが加盟店に支払うサービス。

#### ⑥加盟店

楽天EdyとEdyの取り扱いに関する加盟店契約を締結し、Edyを対価として、利用者に対して商品等の販売または提供を行う事業者。

#### ⑦商品等

利用者がEdyの利用により加盟店から購入または提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等。

#### ⑧楽天Edyマーク及びEdyマーク

Edyカードであることを認識するためにカード券面に表示され、または加盟店標識として使用される楽天Edyサービスのマーク。

#### ⑨Edy店舗端末

利用者がEdyを対価として商品等の購入または提供を受ける際に必要となる機器で、加盟店またはその指定する場所に設置されるEdyの受入端末機器。

#### ⑩Edyチャージャー

利用者が本約款第6条によりEdyを購入することのできる端末機器。Edyチャージャーの設置場所は、インターネットを介して公開する楽天Edyのホームページに掲載されます。

#### ⑪パーソナルリーダー・ライター

利用者が、インターネットを介してEdyを購入する際、または、インターネットを通じて購入もしくは提供を受ける商

品等の代金を加盟店に対し Edy で支払う際に必要となる端末機器。

⑫カードリーダー・ライター

Edy 店舗端末、Edy チャージャー、またはコンピューター等に接続されたパーソナルリーダー・ライター等の読み取り部、あるいはその読み取り部を備えた機器の総称。

⑬業務委託会社

本約款第 19 条に定める会社、またはその承継会社。

⑭提携会社

当行が業務委託会社を通じて、Edy チャージャーによる Edy の発行を委託する事業者。

### 第 3 条(楽天 Edy サービスの利用)

1. 利用者は、当行が発行する Edy の利用について、本約款を遵守するものとします。
2. 利用者は、楽天 Edy マーク及び Edy マークを掲示した加盟店で、Edy を利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。

### 第 4 条(パーソナルリーダー・ライターの取り扱い)

1. 利用者は、インターネットを利用した取引において Edy の利用を希望する場合、別途パーソナルリーダー・ライターを利用者の費用により入手するものとします。
2. 利用者は、パーソナルリーダー・ライターを、利用者が使用するコンピューター等(以下「パーソナルリーダー・ライター接続コンピューター」といいます。)に楽天 Edy が指定する方法で接続して使用するものとします。なお、コンピューターの種類によっては、パーソナルリーダー・ライターの接続ができない場合がありますので、事前にご確認ください。
3. 利用者は、パーソナルリーダー・ライターを、水漏れや高温になる環境に置かないものとするほか、本来の目的・用途以外には使用しないものとします。
4. 当行は、パーソナルリーダー・ライターの瑕疵・故障等に関し、一切責任を負わないものとします。

### 第 5 条(Edy の取り扱い)

1. 利用者は、違法、不正もしくは公序良俗に反する目的で、Edy、Edy カードまたはパーソナルリーダー・ライターを使用しないものとします。
2. 利用者は、Edy、Edy カードまたはパーソナルリーダー・ライターの破壊、分解または解析等を行ってはならないものとし、理由の如何にかかわらず Edy の偽造、変造もしくは価値の複製等を試みたり、そのような行為に加担・協力してはならないものとします。
3. 利用者が Edy カード 1 枚に蓄積することのできる Edy の金額は、金 50,000 円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本約款に従い当行から Edy を購入し、Edy カードに蓄積することができるものとします。
4. Edy の未使用残高は、カードリーダー・ライターで表示されます。

### 第 6 条(Edy の購入)

1. 利用者は、当行または楽天 Edy あるいは提携会社に対し、各所定の時間内に、各所定の方法で申し込むことにより、Edy を購入することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、停電、機械故障、システム保守点検、Edy 偽造防止等の安全管理その他やむを得ない事由により、Edy の販売が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べないものとします。

3. 利用者による Edy の購入は、Edy が利用者の Edy カードに蓄積されたときに成立するものとします。なお、1 回に購入できる Edy の額は、金 25,000 円を限度とし、かつ、当行または楽天 Edy あるいは提携会社所定の金額単位でのみ購入できるものとします。
4. 利用者が支払った Edy の購入代金は、利用者から当行に対し、直接または楽天 Edy あるいは提携会社を通じて支払われるものとします。

### 第 7 条(Edy の使用)

1. 利用者が加盟店の店頭において、Edy による支払いを希望する場合は、当該加盟店が Edy 店舗端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、利用者は Edy カードを Edy 店舗端末の定められた部分に近づけることにより同額の Edy が移転し、当該代金を支払うことができるものとします。この場合、商品等の代金額および使用後の Edy の残高は、Edy 店舗端末に表示されますので、利用者は、当該代金表示金額および Edy 残高表示金額に誤りがないことを確認するものとします。なお、Edy 店舗端末に Edy が不足している旨の表示がされた場合は、利用者は当該不足額について現金等の Edy 以外の手段で清算するものとします。
2. 利用者が加盟店に対し、Edy によるインターネットを通じた支払いを希望する場合は、利用者はパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターの画面の指示に従い、商品等の代金額と同額の Edy を Edy カードから移転させることにより、加盟店に当該代金を支払うことができるものとします。なお、Edy に不足額が生じた場合には、Edy によるインターネットを通じた支払いはできません。
3. 前 2 項の場合、Edy 店舗端末またはパーソナルリーダー・ライタ接続コンピューターに支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者の Edy カードから加盟店の Edy 店舗端末に対する Edy の移転が完了し、これにより当該 Edy と同額の金銭を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。
4. 当行は、利用者が Edy により加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、何等の責任も負わないものとします。

### 第 8 条(Edy 使用後の取り扱い)

1. 第 7 条第 3 項の Edy の移転後、利用者と加盟店の間の Edy 移転の原因となる取引行為に無効、取消、解除等が生じた場合であっても、利用者は当行および当該加盟店に対して当該 Edy の移転の取消、返還を求めることはできないものとします。この場合、利用者と当該加盟店との間の清算は、現金等の Edy 以外の手段により行われるものとします。
2. 利用者は、当行および当該加盟店に対して、理由または名目のいかなを問わず、前項により当該 Edy が返還されないことを了承し、またいかなる請求も為し得ないものとします。

### 第 9 条(楽天 Edy サービスの利用中止等)

1. 当行または楽天 Edy が次のいずれかに該当すると認定した場合は、利用者に予告することなく Edy、Edy カード、パーソナルリーダー・ライタ等楽天 Edy サービスの利用を全面的、あるいは部分的に中止または停止することができるものとします。
  - ①Edy カードまたはこれに蓄積された Edy(利用者の保有か否かを問わない)が偽造または変造されたもの、不正使用されたもの、あるいは、その疑いのある場合。
  - ②Edy カードまたはパーソナルリーダー・ライタの破損または電磁的影響その他の事由による Edy の破壊および消失、あるいは、Edy に関するシステムの故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由による Edy 店舗端末の使用不能の場合。

- ③Edy に関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由によりシステムの全部または一部を休止する場合。
- ④利用者の Edy 使用が本約款に違反し、または、違反するおそれのある場合。
- ⑤利用者の Edy カードまたはパーソナルリーダー・ライタの利用が本約款に違反し、または、違反するおそれのある場合。
- ⑥その他やむを得ない事由が生じた場合。

2. 前項の Edy カード、Edy、パーソナルリーダー・ライタ等楽天 Edy サービスの全部または一部の利用中止等により、利用者に不利益ないし損害が生じた場合でも、当行および楽天 Edy は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、Edy カードまたはこれに蓄積された Edy が、偽造、変造されたものであることを知ったときは、Edy カードまたは Edy を利用してはならないものとします。この場合、利用者は当行に対して、当行所定の方法により偽造、変造された Edy カードを提出するものとします。

#### **第 10 条(Edy カード等の紛失、盗難等)**

Edy カードまたはパーソナルリーダー・ライタの紛失、盗難等により、Edy カードに蓄積された未使用の Edy に紛失または第三者による不正使用等の損害が生じた場合でも、加盟店または当行が相当の注意をもって Edy の権利者と認めて取り扱ったうえは、そのために生じた損害について当行は責任を負わずすべて利用者の負担とします。

#### **第 11 条(Edy に生じた事故)**

1. Edy カードに蓄積された Edy が、Edy カードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊されまたは消失した場合、利用者は当該 Edy カードを直ちに当行に提出するものとします。
2. 利用者が通常の方法で Edy カードを保管・利用していたにもかかわらず、前項の事故が生じた場合は、当行は、前項の Edy カードに未使用のまま蓄積された Edy の額面を当行所定の方法で確認し、これによって判明した未使用の Edy に相当する金額を当行所定の方法で利用者に返還するものとします。

#### **第 12 条(Edy の換金)**

1. Edy の換金は、第 11 条第 2 項、本条および第 16 条に定める場合または当行が特に認める場合を除き、行えないものとします。
2. 当行または楽天 Edy の都合により Edy の利用等楽天 Edy サービスを全面的に停止する場合には、利用者は当行に対して Edy の換金を申し出ることができるものとします。この場合、当行は、当行所定の場所において当行所定の方法により、利用者の Edy カードに蓄積された未使用の Edy の額面を確認し、換金を行うものとします。なお、換金期間は楽天 Edy サービスを停止した日より 6 ヶ月目の応答日(当日が当行休業日の場合は翌営業日)とし、それ以降はいかなる場合においても換金は行えないものとします。また、換金を実施した Edy カードは、以後 Edy カードとして利用することはできません。
3. 当行は、換金を申し出られた方が利用者本人であることが確認できない場合は、換金の申し出を断ることができるものとします。
4. Edy の換金を行う場合、利用者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。(ただし、第 2 項の場合を除きます。)

#### **第 13 条(情報の収集)**

1. 当行および業務委託会社は、加盟店等より Edy カードならびに Edy の使用履歴、その他これに準ずる情報の提

供を受け、楽天 Edy サービスの管理運営上必要な範囲で利用するものとします。

2. 第 12 条による換金を実施する場合、当行は、利用者の氏名、住所等の個人情報を収集し、換金手続きに必要な範囲でこれを利用、保有するものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

#### **第 14 条(約款の変更)**

1. 当行は本約款を、店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. また適用日以降、利用者が Edy カードを利用したときは、変更事項または新約款を承認したものとみなします。

#### **第 15 条(利用資格の取消)**

当行は、利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、本約款に基づく利用者の Edy に関する一切の利用資格を直ちに取消することができるものとします。この場合、当行は、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対し Edy の利用の中止を求めることができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- ①本約款に違反したとき。
- ②当行が利用者の Edy 利用状況等から、楽天 Edy サービスの利用者として不適格と判断したとき。

#### **第 16 条(楽天 Edy サービスの終了等)**

1. 当行は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当行または楽天 Edy の都合等により、Edy カードおよび Edy 等楽天 Edy サービスの取り扱いを全面的に終了することがあり、この場合、当行は利用者に対して、当行所定の方法で事前に通知するものとします。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用の Edy について第 12 条による換金手続きを行うものとします。

#### **第 17 条(当行の責任の制限)**

Edy カードおよび Edy 等楽天 Edy サービスを利用することができないことにより利用者が生じた不利益または損害については、当行はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当行の故意または重過失に基づく場合を除きます。なお、逸失利益、機会損失については、いかなる場合にも当行は責を負わないものとします。

#### **第 18 条(合意管轄裁判所)**

利用者は、本約款に基づく取引に関して当行との間に紛争が生じた場合、当行の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

#### **第 19 条(業務委託会社)**

当行は、本約款に基づく Edy 発行等に関する楽天 Edy サービスの管理運営業務の全部または一部を楽天 Edy に委託します。

#### **第 20 条(附帯条件)**

1. 利用者は、楽天 Edy サービス機能が搭載されたカードを当行に返却する必要がある場合には、当該カードに蓄積された Edy を使い切り、これを当行に返却するものとします。

2. 前項の返却に際して、Edy が蓄積された当該カードが返却された場合には、当行が特に認める場合を除き、利用者は、その Edy の使用权を放棄したものと取り扱われることを異議なく承諾するものとします。

**【お問い合わせ・ご相談窓口】**

本約款に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

株式会社三菱 UFJ 銀行

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

三菱 UFJ-VISA デスク フリーダイヤル 0120-571-034

**【お客さまへのご注意】**

楽天 Edy サービスに関する他の規定、規約、約款、特約等がある場合、その各条項についてもお読みください。

以 上